

子ども・子育て支援新制度 (小城市子ども・子育て会議用資料) 小城市こども課

佐賀県こども未来課作成を基に抜粋

子ども・子育て支援事業計画



市町村計画の作成

法施行の半年前までには概ねの案を取りまとめる

必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定(小学校区単位と見込まれる)
- ②各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその時期
- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ④労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- ⑤市町村子ども・子育て支援事業計画作成の時期及び当該計画の期間
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

その他留意事項

 次世代育成支援計画の評価

市町村計画策定に先立ち、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと

 市町村間及び都道府県との連携

広域利用が想定される場合等、必要に応じて量の見込並びに提供体制の確保の内容等について、関係市町村と調整を行う(この調整が整わない場合は、県が広域調整を行う)

また、都道府県との連携を図るため、例えば四半期等(＊)ごとに、市町村計画の作成状況等(＊)について、都道府県に報告する。 ＊別途県で定める

 保育利用率(※)の目標設定

3歳未満児の待機児童が増加が見込まれるため、3歳未満児について、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定

※保育利用率 3号認定こどもに係る利用定員数 / 3歳未満児全体数

 市町村計画の見直し

計画期間の中間年を目安に、計画の見直しを行う

子ども・子育て会議

県

市町

- できるだけ早期に設置（設置は努力義務。設置する場合は条例の整備が必要）

認可基準

県

市町

県：幼保連携型認定こども園 市町：地域型保育事業（P9参照）

〔国：平成25年度末を目途に政省令作成〕

- 平成26年9月まで
平成27年度当初に整備されているべき幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の認可ができるよう、可能な限り平成26年6月議会において認可基準に関する条例を策定

運営基準（確認制度）

市町

〔国：平成25年度末を目途に政省令作成〕

- 平成26年9月まで
平成27年度当初に整備されているべき幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の確認手続きができるよう、可能な限り平成26年6月議会において認可基準に関する条例を策定

支給認定（保育の必要性の認定）

市町

[国：平成25年度末を目途に政省令作成]

- 平成26年9月まで
平成26年度下半期以降、認定事務を行うことができるよう、平成26年度6月議会において
支給認定基準に関する条例等を策定

費用・利用者負担

市町

[国：平成26年度早期に公定価格の骨格を提示]

- 平成26年度
費用・利用者負担の検討

[国：平成26年度後半に公定価格を確定]

- 平成26年度終盤
平成27年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定
（条例制定等）

子ども・子育て支援事業計画

ニーズ調査・保育の量の見込

調査対象

調査時点において当該市に居住する子ども

調査内容

上記子ども及び保護者の教育・保育の利用状況＋**利用希望**
※国が示したニーズ調査票を活用

調査時期

10月～11月に実施。平成25年末までに中間集計結果を県に報告し、平成25年度末までに保育の量の見込として県に報告。

保育量の見込

平成25年末までに、ニーズ調査の結果を用いた保育の量の推計方法のマニュアルが示される予定。



国として最終的なニーズ調査票を示したので、**速やかにニーズ調査を実施**
※国が示した「調査票のイメージ」中、黄緑字部分は、量の見込の推計上必要な項目であるため、削除不可。これ以外については、市において適宜アレンジ可。

※市町で把握困難な私立幼稚園の状況等については、必要に応じて県も調査に協力する。

【具体例】

- ・全私立幼稚園における、年齢別、居住市町別の園児数調査を近日中に実施し、基礎情報として市町に提供する予定。

新制度移行のポイント



地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

【対象事業の範囲】

【こども課】

- ☆養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ☆ファミリー・サポート・センター事業
- ☆子育て短期支援事業
- ☆病児・病後児保育事業
- ☆地域子育て支援拠点事業
- ☆利用者支援
- ☆一時預かり
- ☆延長保育事業

【健康増進課】

- ☆乳児家庭全戸訪問事業
- ☆妊婦健診

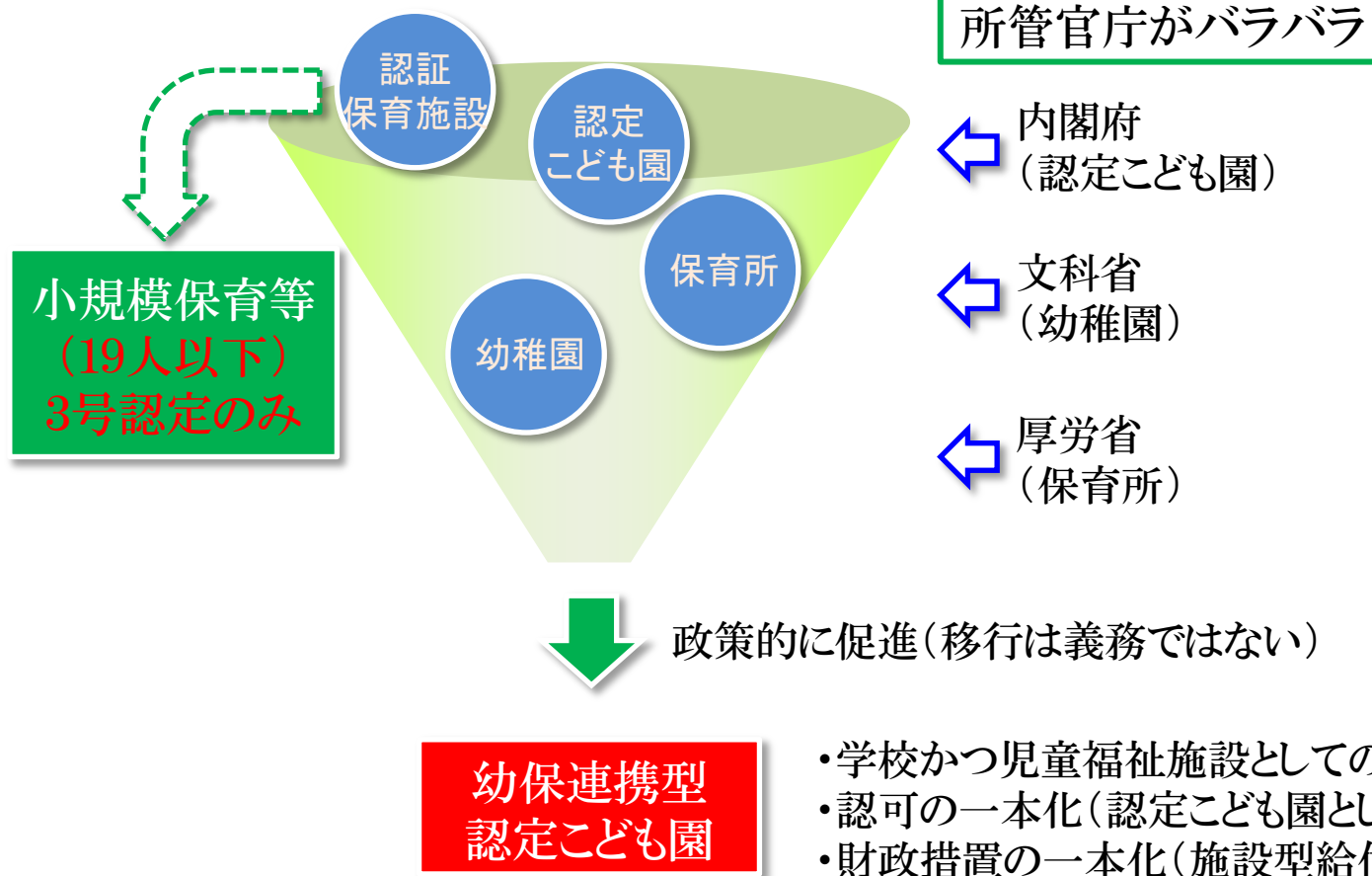
【学校教育課】

- ☆放課後児童クラブ

【その他の事業】

- ☆実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ☆多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

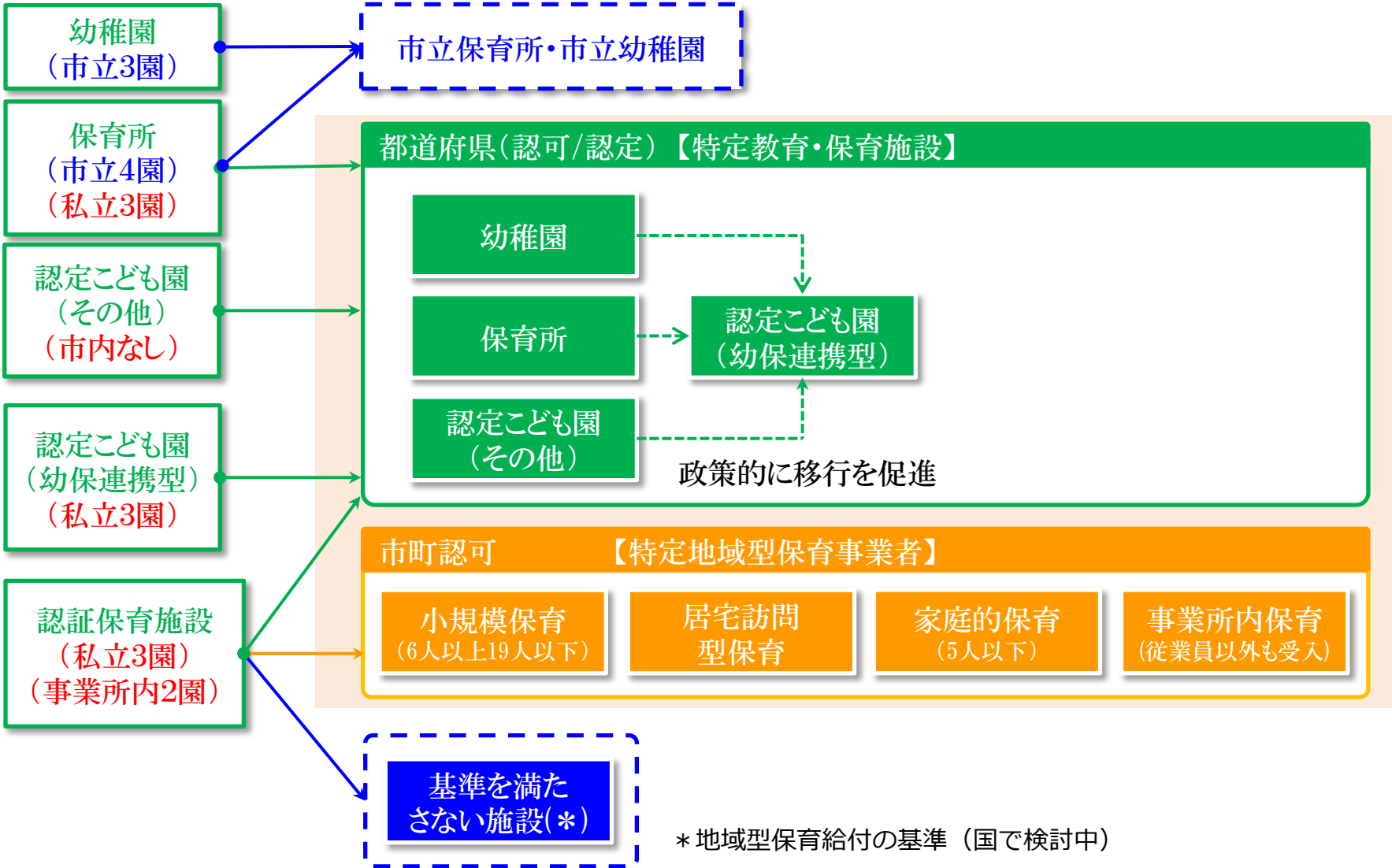
国が抱くイメージ



制度毎の

- 法的根拠
- 財政措置
- 認可認定
- 指導監督

施設毎の移行イメージ

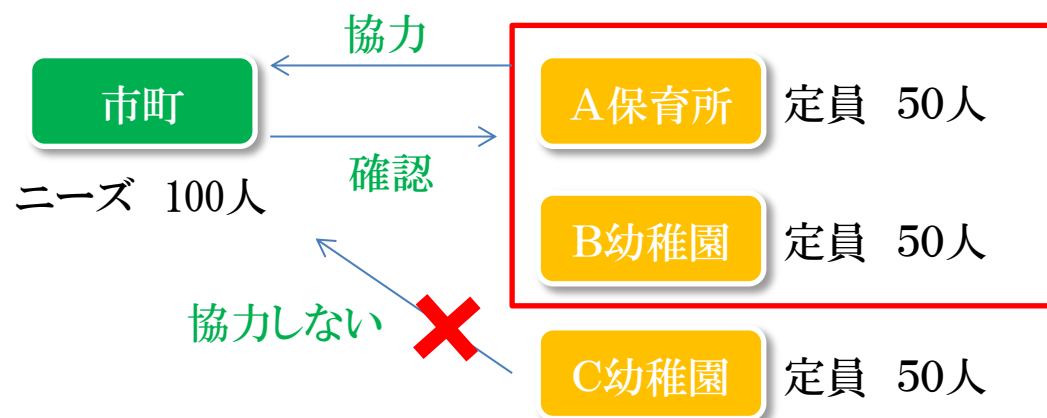


* 地域型保育給付の基準 (国で検討中)

市町村計画と施設型給付

【基本的な考え方】

■市町村が策定した計画におけるニーズの受入れに協力する(応諾義務)施設について、施設型給付を支弁



施設型給付

「単価×受入人数」を想定

応諾義務:市町村が確認した定員に達するまでは、入所希望者を受け入れる。

※施設型給付の単価については、スケールメリット等を考慮し、施設の規模別に定めることを検討中
 ※幼稚園の定員については、学則定員と実質定員が乖離している場合について、市町村が実質定員で確認することを検討中

施設型給付と保育料

これまで

保育所

運 営 費 : 定員、受入児童の年齢等に応じた保育単価×児童数
保護者負担 : 保護者の所得等に応じた保育料

幼稚園

補 助 金 : 施設に対する運営費の補助(各施設への配分は県が決定)
補 助 金 : 保護者の所得等に応じた就園奨励費
保護者負担 : 施設が定める保育料

新制度

保護者に対する個人給付を基礎として実施(施設が法定代理受領)

3歳以上児: 標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
3歳未満児: 保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



施設の規模(スケールメリットを考慮)、教育・保育時間に応じた保育単価×受入人数

保育料は、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

こどもの認定区分

保育所や幼稚園等に入所しようとする場合は、市町の認定が必要となる

1号認定

満3歳以上で保育不要



認定こども園・幼稚園

2号認定

満3歳以上で保育必要



認定こども園・保育所

3号認定

満3歳未満で保育必要



認定こども園・保育所・地域型保育

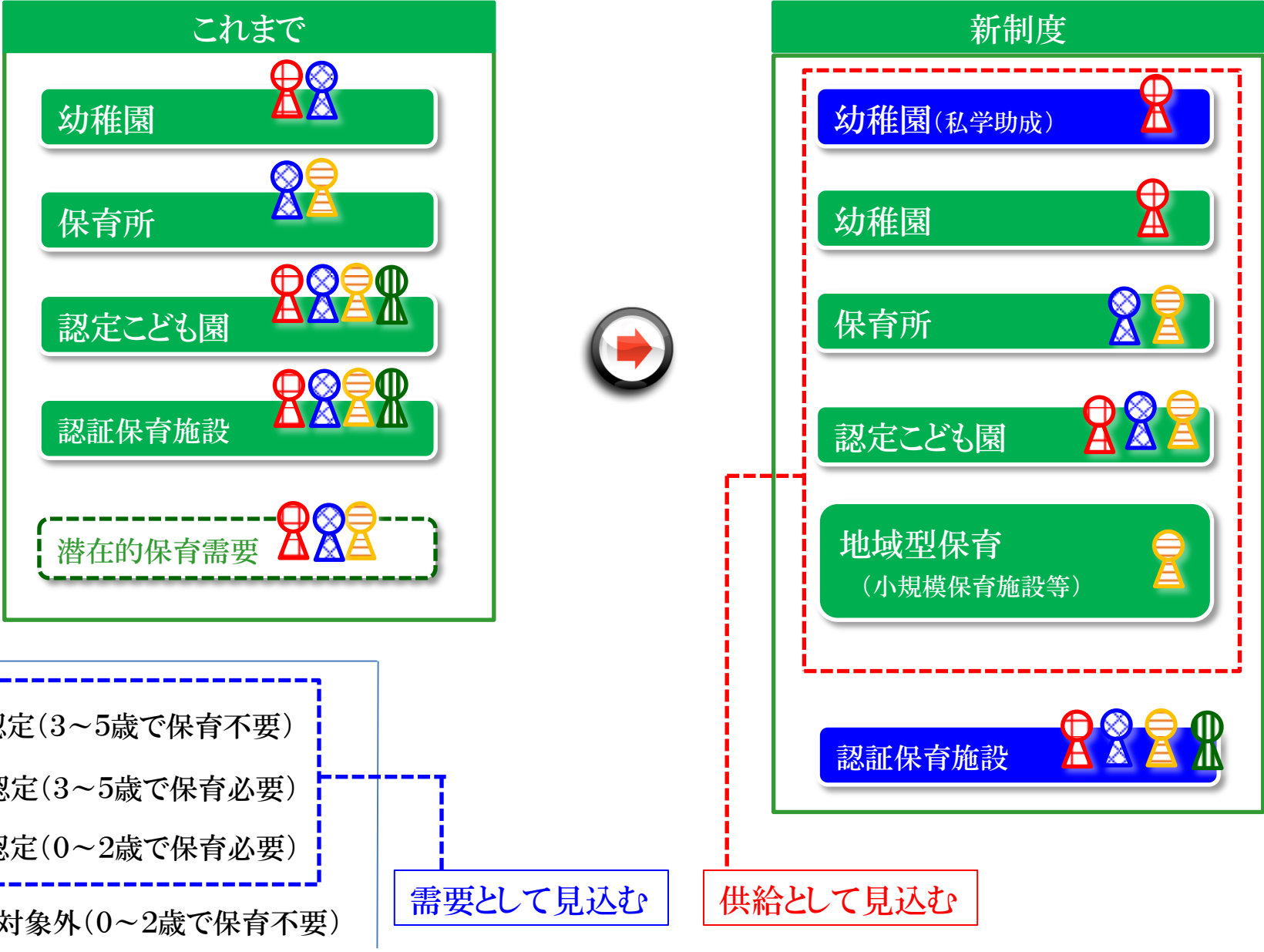
※幼稚園:これまで市町の認定は不要だったことから、保護者にとっては新たな負担
→保護者が幼稚園を通じて市町に1号認定申請を行うスキームを検討中。

※2号認定子どもは、保育所や認定こども園での受け入れとされており、幼稚園は対象から外れている。
→国のスタンスとしては、「2号認定子どもを幼稚園で受け入れるためには、認定こども園に移行する」ことが原則。ただし、保護者のニーズで1号認定を希望する場合は1号認定子どもとできる。また、既に在園している2号認定子どもについての例外的措置について検討中。

※地域型保育の給付対象は3号認定のみ

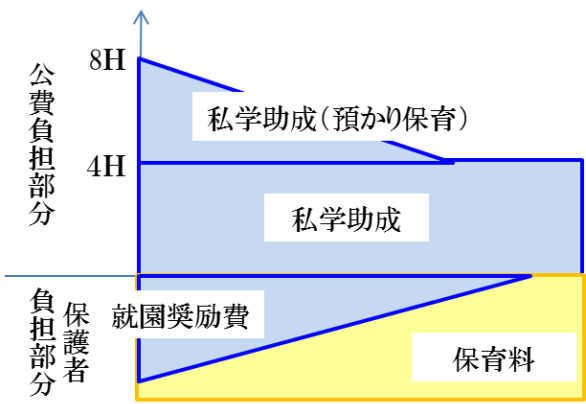
→既存認証保育施設が小規模保育に移行した場合、既に入園している2号認定こどもの取扱いはどうなるのか現時点では不明。

■施設と入所児童等のイメージ

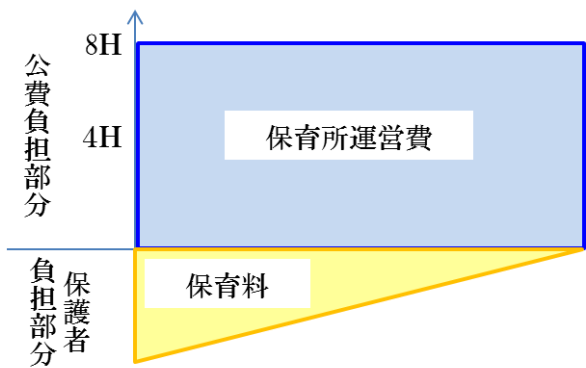


■給付と保育料等のイメージ

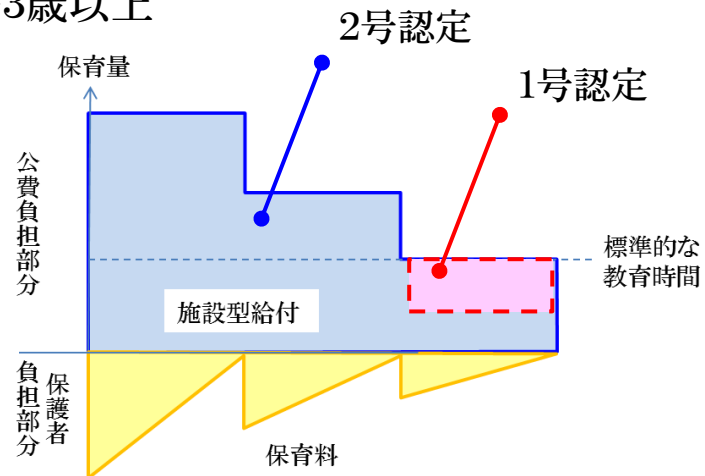
幼稚園



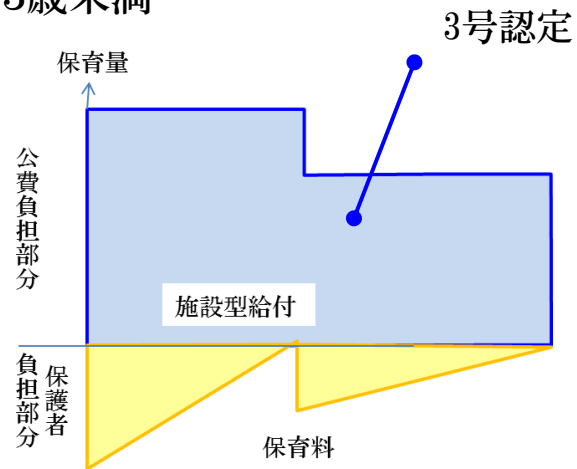
保育所



満3歳以上



満3歳未満



移行スケジュール

1 事業計画
(市町村子ども・子育て支援事業計画／都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

